

保全医学と野生動物学 1

平成29年度野生動物医学集中講義
2017年9月11日
(一財)自然環境研究センター
米田久美子 (kyoneda@jwrc.or.jp)

一般財団法人
自然環境研究センター

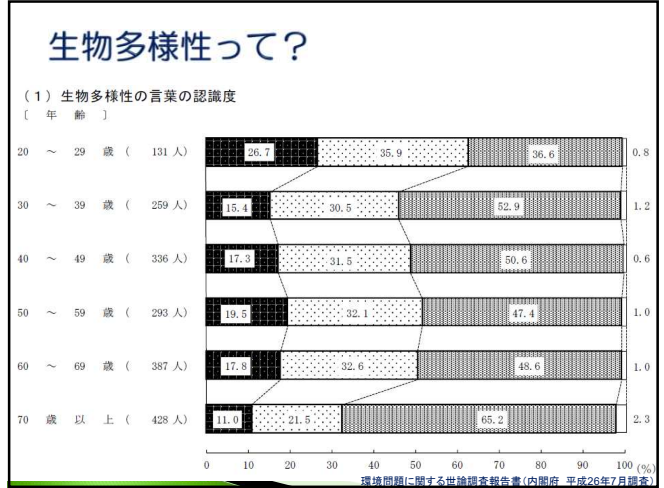
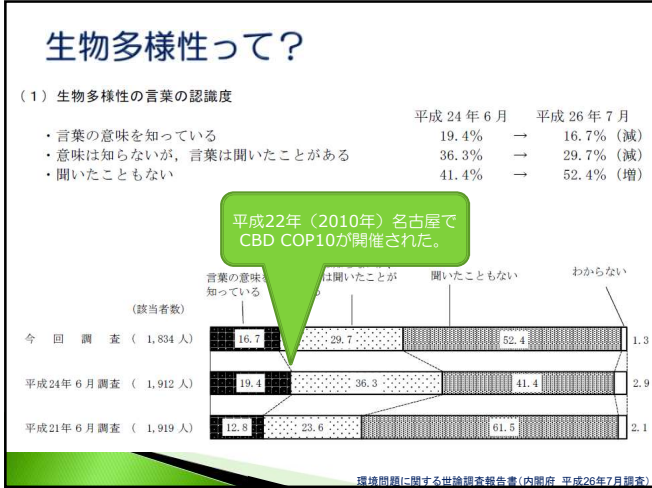
- ▶ 旧環境省所管の特例民法法人
- ▶ 自然環境の保全に関する調査研究、情報の収集整理及び提供 <http://www.jwrc.or.jp/>
- ▶ 獣医師5名／職員約100名

本日の主な内容ーコアカリで言うと

- ▶ 生物多様性
- ▶ 絶滅危惧種の保全
- ▶ 野生動物の疾病 など

生物多様性と生態系

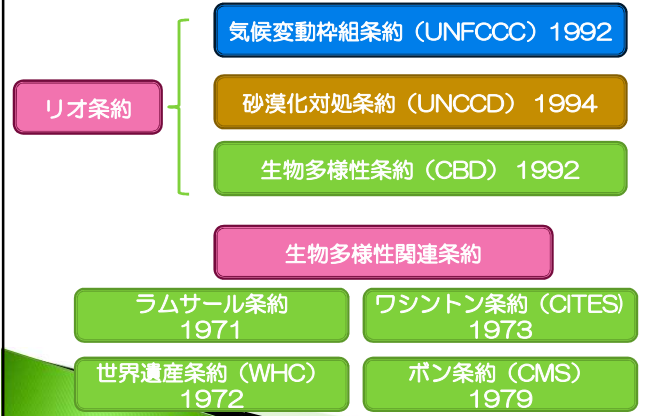
»»



環境に関する国連会議

- ▶ 国連人間環境会議（ストックホルム会議）1972
 - 国連環境計画（UNEP）設立へ
 - 世界遺産条約採択へ
- ▶ 国連環境開発会議（地球サミット UNCED）1992 リオデジャネイロ
 - リオ宣言とアジェンダ21
 - リオ条約採択へ
- ▶ 国連持続可能な開発会議（リオ+20 UNCSD）2012 リオデジャネイロ

条約の関連性



生物多様性とは

- ▶ 「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、**種内の多様性**、**種間の多様性**及び**生態系の多様性**を含む。

（生物多様性条約第2条）

- ▶ 「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。（生物基本法第2条）

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

（環境省）

3つのレベルの多様性

生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。



種の多様性

動物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがあります。



遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。



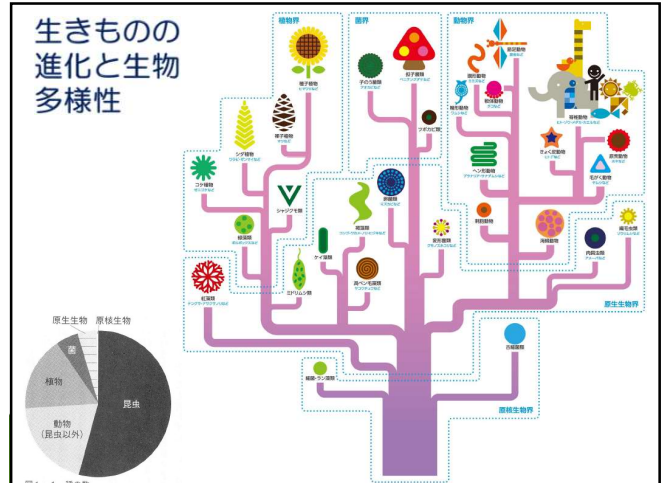
環境省ウェブサイトより
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>

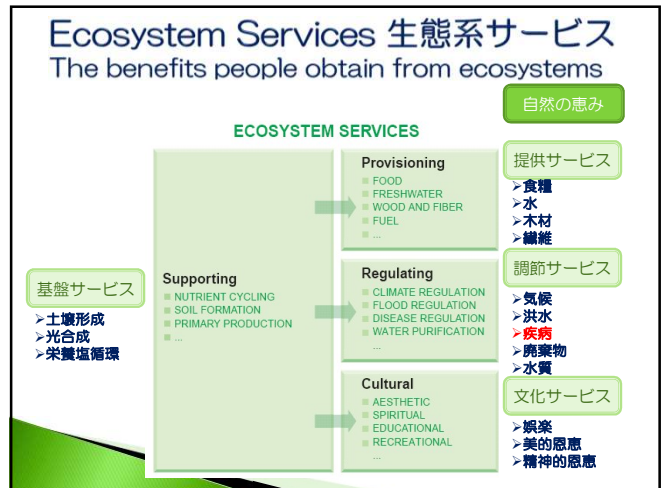
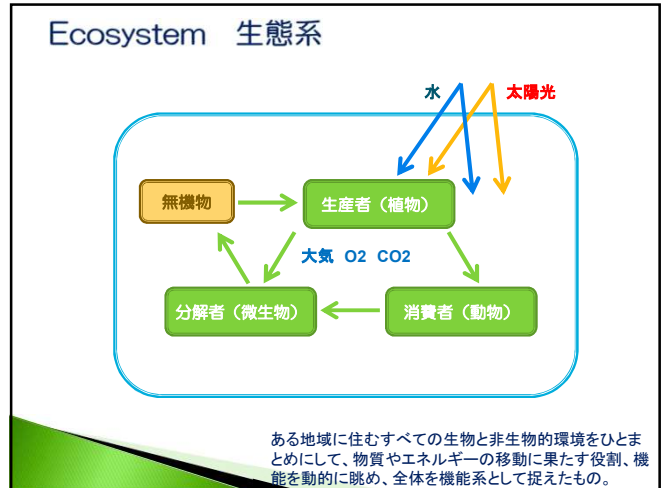
環境省のホームページ

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>



生きものの進化と生物多様性



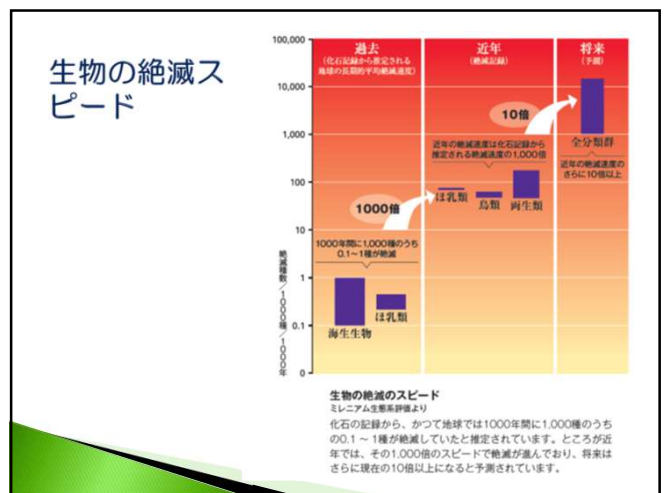


ミレニアム生態系評価

Millennium Ecosystem Assessment: MA

- 「生態系に関する大規模な総合的評価」としては世界で初めての取り組み (環境省資料より)
 - 国連と4条約の協力、95カ国から1,360人の専門家が参加
 - 2001年から開始、2005年に報告書
- 生態系の変化が人間の生活の豊かさ (human well-being: 福利) にどのような影響を及ぼすのかを示し、
- 生態系に関連する国際条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策・意志決定に役立つ総合的な情報を提供するとともに、
- 生態系サービスの価値の考慮、保護区設定の強化、横断的取組や普及広報の充実、損なわれた生態系の回復などを提言

<http://www.millenniumassessment.org/en/Index-2.html>



CBD COP10 生物多様性条約第10回締約国会議

- ▶ 2010年10月 名古屋で開催
 - 179カ国13,000人以上参加、環境大臣が議長
- ▶ 名古屋議定書（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する議定書）採択
- ▶ 新戦略計画と愛知目標採択

「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という2010年目標は達成できなかった
- ▶ 資金動員戦略の進め方に関する決定
- ▶ 生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の設立を国連総会へ奨励→実現
- ▶ 「国連生物多様性の10年」を国連総会へ勧告→実現

Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020（生物多様性戦略計画）

▶ **II. VISION**

The vision of this Strategic Plan is a world of **"Living in harmony with nature"** where **"By 2050, biodiversity is valued, conserved, restored and wisely used, maintaining ecosystem services, sustaining a healthy planet and delivering benefits essential for all people"**.

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。



IPBES: Intergovernmental Platform on Biodiversity and Ecosystem Services（生物多 様性及び生態系サービスに関する政府間プ ラットフォーム）

- ▶ 生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化することを目的とする。
- ▶ 2012年4月に設立された政府間組織。国連加盟国に貢献する。生物多様性と生態系サービスに関連する多国間環境協定（MEAs）のニーズに対応。
- ▶ 科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の4つの機能を柱とする。
- ▶ 気候変動分野で同様の活動を進めるIPCCの例から、生物多様性版のIPCCと呼ばれることもある。

地球規模生物多様性概況 第4版：GBO4

▶ 戦略計画実施状況の中間報告(2014)

- 大部分の愛知目標について、いくつかの構成要素の達成に向けた大きな進展があった。
- しかしながら、多くの場合、この進展は2020年に向けて設定された目標を達成するためには不十分であり、戦略計画2011-2020を軌道に乗せるためには、追加的な行動が必要である。

▶ 和訳
<http://www.env.go.jp/nature/biodic/gbo4.html>

ミレニアム開発目標

Millennium Development Goals: MDGs

- 2000年9月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した147の国家元首を含む189の加盟国代表は、**21世紀の国際社会の目標**として国連ミレニアム宣言を採択。
- ミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス（良い統治）、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する明確な方向性を提示。
- この国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとして2001年にまとめられたものがミレニアム開発目標。

外務省HPより <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>

ミレニアム開発目標

Millennium Development Goals: MDGs

2015年までに達成すべき目標（ゴール）

- 極度の貧困と飢餓の撲滅
- 初等教育の完全普及の達成
- ジェンダー平等推進と女性の地位向上
- 乳幼児死亡率の削減
- 妊産婦の健康の改善
- HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止
- 環境の持続可能性確保**
- 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

持続可能な開発のための2030アジェンダ

- 2001年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。
- MDGsの残された課題（例:保健、教育）や新たに顕在化した課題（例:環境、格差拡大）に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を策定。
- 7回に及ぶ政府間交渉を経て、2015年8月に実質合意された。
- 2015年9月、国連総会で持続可能な開発のための2030アジェンダを採択。

開発ウェブより：http://www.mofa.go.jp/mofaj/oc/gc/page3_001387.html

持続可能な開発目標：SDGs



英文：<http://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals>
<http://www.un.org/press/features/backgrounders/15775/>

持続可能な開発目標：SDGs

目標 14：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

目標 15：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

英文：<http://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals>
<http://www.un.org/press/features/backgrounders/15775/>

MDGsからSDGsで変わったこと

MDGsとの比較

2001～2015年

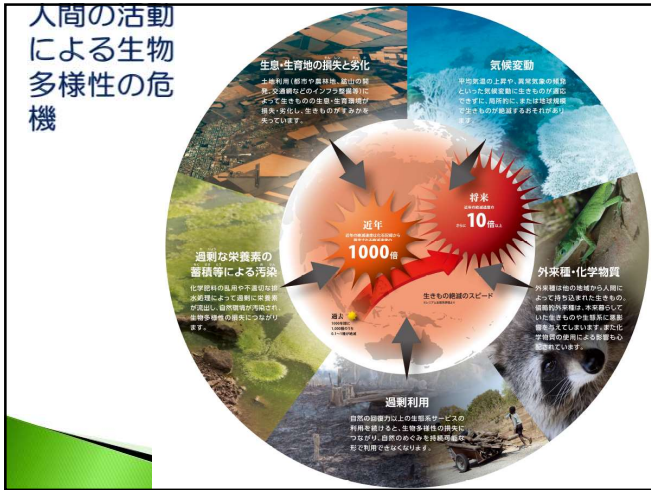
MDGsミレニアム開発目標
Millennium Development Goals8ゴール・21ターゲット
(シンプルで明快)

途上国の目標

国連の専門家主導

2016～2030年

SDGs持続可能な開発目標
Sustainable Development Goals17ゴール・169ターゲット
(包括的で、互に関連)全ての国の目標
(=ユニバーサリティ)国連全加盟国で交渉
実施手段(資金・技術)

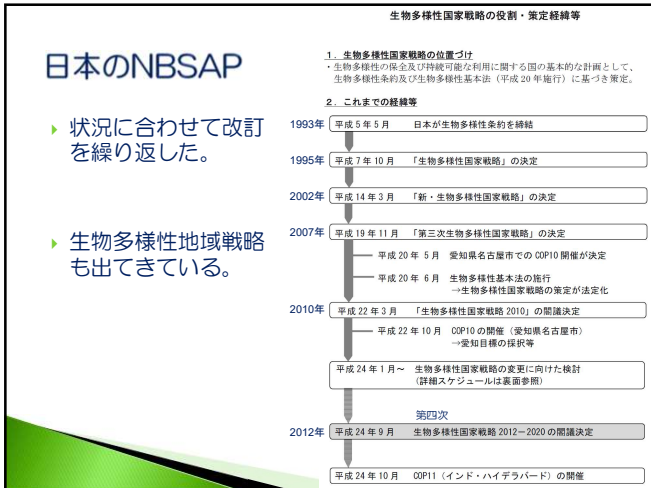


生物多様性国家戦略 2012-2020

National Biodiversity Strategy and Action Plan (NBSAP)

▶ CBD第6条で作成が求められている。
◦ 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものであること。

<p>【生物多様性の4つの危機】</p> <p>【第1の危機】 開発など人間活動による危機</p> <p>【第2の危機】 気候変動による危機</p> <p>【第3の危機】 外来種・化学物質による危機</p> <p>【第4の危機】 過度な採掘や過度な漁獲など地球環境の変化による危機</p>	<p>【生物多様性に関する5つの課題】</p> <p>① 生物多様性に関する意識と行動</p> <p>② 強い手と連携の確保</p> <p>③ 生態系サービスとしての「自然共生」の認識</p> <p>④ 人口政策や都市計画との連携</p> <p>⑤ 科学的知見の活用</p>
<p>【目標】</p> <p>◆ 長期目標（2050年） 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、我が国の生物多様性の状態を現状以上に良くもするともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。</p> <p>◆ 短期目標（2020年） 生物多様性の保全と回復のために、愛知目標の達成に向けた我が国における個別目標の達成を目指す。効果的かつ緊急な行動を実施する。</p>	<p>【5つの基本戦略】 → 2020年度までの重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生物多様性を社会に浸透させる 2 地域における人と自然の関係を再構築し、再構築する 3 農・林・用・漁のつながりを確保する 4 地球規模の視野を持って行動する 5 科学的基礎を強化し、政策に結びつける
<p>【自然共生社会における国土のグランドデザイン】</p> <p>100 単元先見性した自然共生社会における国土の再構築方針やイメージを提示</p>	<p>【13の個別目標とそれの達成に向けた46の主要行動目標】</p> <p>■ 個別目標の達成状況把握のための「11」の指標</p>
<p>第2部：愛知目標の達成に向けたロードマップ</p> <p>■ 約 100 の具体的な施策</p> <p>■ 20 の数値目標</p>	



生物多様性基本法

▶ 2008年6月施行

▶ 議員立法

▶ 生物多様性地域連携促進法 2011年10月施行

生物多様性基本法の概要 平成20年6月1日法律第58号

前文
生物多様性が人の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内における生物多様性の危機的状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、基本法制定の必要性を記述

目的
生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恩恵を将来にわたって享受できる自然共生社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

基本原則
生物多様性の保全と持続可能な利用を「ワンズよく」推進
①保全・野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に即し保全
②利用：生物多様性の涵養・回復が図られれば、生態系サービスが持続可能となるよう、国・都府県及び自然資源を持続可能な方法で利用
③保全や利用に際しての考え方は科学的知見に基づき、長期的な視点と生態系対策との連携

責務
国の責務、地方公共団体の責務、国民及び民間団体の責務：基本原則に基づいた施策の実施等
基本原則に基づいた施策の実施等

年次報告
白書（閣議上は、環境白書・編纂委員会白書と統合）

生物多様性戦略
国の戦略（生物多様性国家戦略）策定の義務規定
地方の戦略：地方公共団体が優先又は同等で策定する地方戦略を努力義務規定

基本的施策

共通する施策

- ① 国民の理解の促進
- ② 地球規模の防止等に関する施策の推進
- ③ 多様な主体の連携・協働、市民の反映及び科学的知見の活用
- ④ 基礎的な調査等の推進
- ⑤ 基礎的な調査等の推進
- ⑥ 基礎的な調査等の推進
- ⑦ 基礎的な調査等の推進
- ⑧ 基礎的な調査等の推進
- ⑨ 基礎的な調査等の推進
- ⑩ 基礎的な調査等の推進

持続可能な利用に重点を置いた施策

- ① 農・林・用・漁のつながりの確保
- ② 農・林・用・漁のつながりの確保
- ③ 農・林・用・漁のつながりの確保
- ④ 農・林・用・漁のつながりの確保
- ⑤ 農・林・用・漁のつながりの確保
- ⑥ 農・林・用・漁のつながりの確保
- ⑦ 農・林・用・漁のつながりの確保
- ⑧ 農・林・用・漁のつながりの確保
- ⑨ 農・林・用・漁のつながりの確保
- ⑩ 農・林・用・漁のつながりの確保